

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部長 石原佳洋

岐阜県環境生活部長の石原でございます。本紙面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から、産業廃棄物の適正処理の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

廃棄物行政の推進に関しましては、県民、廃棄物処理業者、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで、循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として、平成24年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、施策の推進を図ってまいりました。計画の策定から満5年を迎えた平成29年3月には、法改正等の動向や廃棄物処理の現状を踏まえて計画の見直しを行い、「第2次岐阜県廃棄物処理計画（改定版）」を策定いたしました。

改定後の計画では、新たに、廃棄食品の不正転売事案を踏まえた監視指導の強化、食品ロスの削減に向けた意識啓発、大規模災害時における災害廃棄物処理のための広域連携の強化、有害廃棄物（PCB・水銀）の迅速・適正な処理の促進の4つの施策を追加いたしました。

廃棄食品の不正転売事案を踏まえた監視指導の強化につきましては、食品製造業者に対する立人検査や食品衛生責任者講習会において不正流通防止対策の実施に係る要請を行い、産業廃棄物処分業者に対する立人検査は、年2回実施しております。

食品ロスの削減に向けた意識啓発につきましては、今年度から、料理の食べ残しにより廃棄される食品を削減するため、県内の飲食店や企業等の協力のもと、「ぎふ食べきり運動」を推進してまいります。この運動では、「ぎふ食べきり運動」協力店登録制度の創設、推進講演会の開催を通じ、広く県民へ食べきりを推進することで、食べ残し（食品ロス）を削減してまいります。

大規模災害時における災害廃棄物処理につきましては、県内市町村間の連携が大変重要となることから、広域処理体制の確保のための協議の場への参画、市町村間連携のための行動要領の策定により広域連携の強化を推進してまいります。

PCB廃棄物につきましては、法律により処理期限が定められており、PCB含有安定器等・汚染物につきましては、平成30年7月に処理期限が残り1000日となります。県は、県内保有事業者を対象に継続して調査を行い、保有状況を把握するとともに、処理が必要な事業者に対して適正な処理を指導しております。

会員の皆様におかれましても、資源の循環利用と廃棄物の適正処理について、今後も変わらぬご支援ご協力お願いいたします。

最後に、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。